

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) での私立学校への調査にかかる都道府県経由事務の廃止

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的な内容

文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) の本格稼働にあたり、私立学校への調査の際の都道府県経由事務 (督促、回答確認等) を廃止すること

具体的な支障事例

私立学校への調査等においては、令和4年度に文部科学省が WEB 調査システム (EduSurvey。以下、「本システム」という。) の試行を開始し、約 30 件の調査が本システムにより行われた。令和5年度からは本格稼働の予定となっていると理解しているところ、本システムを使用すれば、学校・幼稚園が県を経由せずに文科省へ直接回答することが可能である。

<支障事例>

令和4年に行われた本システムを使用した試行調査においては、県に対して提出状況の確認や回答の督促等の依頼がされており、県経由の事務が発生している。

例として、令和4年7月25日に事務連絡を受けた「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施について」に基づく調査では、文科省主導の調査で初めて各回答者から本システムに直接回答する方法がとられたが、学校・幼稚園の回答の有無や内容等について県が最終の確認をすることとされ、実際に督促等を行うなど負担が発生している。

また、試行期間中ではあるが、本システムを利用しない Excel 形式の調査が複数回行われており、令和5年度の本格稼働後においても併用がされることになれば、都道府県の負担が生じ、本システム導入の趣旨から不合理である。

【参考】

下記調査については、本システムが使用されず、Excel ファイルによる回答が求められており、県が全対象者宛に通知し、とりまとめを行って文科省に報告する方法で調査が実施された。

令和4年9月26日事務連絡「体罰に係る実態把握について」

同12月5日「令和4年度特別支援教育に関する調査について」

調査の督促等には多大な労力を要し、突発的調査 (例として令和4年度では園バス事故を受けての実態調査等) や新規調査については通常業務のスケジュールを遅延させる要因となるため、大きな支障となっている。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政のオンライン化が促進され、地方公共団体の業務負担が軽減される。

根拠法令等

事務連絡

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施について
事務連絡
体罰に係る実態把握について
事務連絡
令和4年度特別支援教育に関する調査について
等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、神奈川県、兵庫県、山口県、宮崎県、鹿児島県

○当自治体においても提案団体同様の負担が生じており、負担の軽減を希望するため。実現にあたっては、文科省 WEB 調査システムは学校による調査票選択の誤りを誘発する画面設計であるなど課題があるため、その改善をお願いしたい。また、都道府県別の集計結果や各学校の最終回答を所轄庁へ提供していただくようお願いしたい。

各府省からの第1次回答

文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey) を活用した私立学校への調査における具体的な集計方法 (所轄庁経由の可否等) や集計結果の所轄庁への提供の是非等については、実施する調査の性質等に鑑み個別に検討されるものであるが、いただいた御意見も踏まえつつ、集計方法や集計結果の扱い等について各調査ごとに適切に判断してまいりたい。
また、本調査システムについて、いただいた御意見も踏まえつつ、引き続き必要な機能改修を行うことで、更なる調査での活用を促進してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

WEB 調査システム (EduSurvey。以下、「本システム」という。) を使用すれば、学校・幼稚園が県を経由せずに文科省へ直接回答することが可能である。それにもかかわらず、都道府県に対して提出状況の確認や回答の督促等の依頼を行うことは、システム導入の趣旨に照らし不合理である。
最終確認や回答督促等、都道府県経由事務については、多大な負担が発生しているため、廃止していただきたい。
また、令和4年度は試行期間中とのことであったが、本システムを利用しない Excel 形式の調査が複数回行われた。令和5年度の本格稼働後においても Excel 形式の調査が併用がされることになれば、都道府県の負担となる。本格稼働後は、本システムの使用を徹底いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

従来通りエクセル等で調査を行う場合も、文部科学省 WEB 調査システム (以下、EduSurvey という) で調査を行う場合も、調査における具体的な集計方法等については、実施する調査の性質等に鑑み個別に検討されるものである。
私立学校については、私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号) 第四条において、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校の所轄庁は、都道府県知事であることが定められているところ、これらの学校につき、文部科学省においてその状況を網羅的に把握しているわけではない。したがって、これらの私立学校について、個別の回答状況等を文部科学省で把握し、直接督促や不備の指摘等を行うことは困難であるため、都道府県においてとりまとめをしていただく必要があると考えている。また、文部科学省が個別の私立学校に連絡をと

ることは、作業負担としても難しい面があり、結果として業務に多大な滞りが生じることも懸念される。一方で、調査に係る都道府県の事務負担は多大であると理解しており、都道府県による最終確認や回答督促等は最低限になるよう調査実施に際して精査していくとともに、Edusurvey の機能改修等を行い更なる調査での活用を促進することにより、可能な限り都道府県の負担軽減を図るよう努めてまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【文部科学省】

(24) 都道府県知事が所轄する私立学校への調査

都道府県知事が所轄する私立学校への調査については、「文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey)」の更なる活用を促進するなど、都道府県の事務負担の軽減に資する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。